

サイクルスポーツデイズ 2023 自転車マナー講座

● 歩道を自転車で走行する場合は、どこを走行するのが正解か？

A：進行方向右側 B：進行方向左側 C：進行方向真ん中 D：その他



D.その他：原則、歩道走行禁止です。

以下の場合に自転車は歩道走行を認められる。

- ①歩道に「自転車通行可」の道路標識や、道路標示がある場合。
- ②年齢が13歳未満、70歳以上である場合。
- ③歩道を通行することが「やむを得ない」と認められる場合。

● 横断歩道を自転車で走行する場合、どこを走行するのが正解か？

A：進行方向右側 B：進行方向左側 C：進行方向真ん中 D：その他



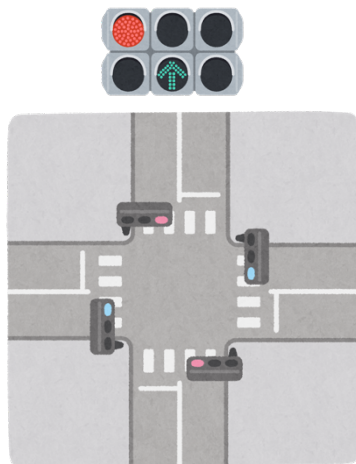
D.その他：原則、横断歩道は走行禁止です。

真苗の通り"歩道"なので、歩行者がいる場合は自転車での走行は、原則禁止です。自転車横断帯がある場合は、横断帯を走行しましょう。徐行での走行が可能です。

● 片道3車線の左折専用レーンを走行しています。

信号が以下の状態で、前方に車が停車している場合、どのように走行すべきか？

A：左から車を抜く B：右から車を抜く C：歩道に入って進む D：その他



D. その他：左折レーン内であれば、右でも左でも問題なし。

原則、左側から抜くことを推奨されていますが、左折レーンないであれば右から抜くことも可能（ただし中央車線に入らないことが原則）。

また、歩道および横断歩道に“自転車横断帯”がある場合は、実は歩道側の信号に従い、横断歩道にある自転車横断帯から進まなくてはならない。

以上を参考に、安全なサイクルライフを楽しみましょう！